

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第十六条の三）（略）</p> <p>（作業基準）</p> <p>第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ 法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>ハ 特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>第十七条（第二十条）（略）</p>	<p>第一条（第十六条の三）（略）</p> <p>（作業基準）</p> <p>第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>第十七条（第二十条）（略）</p>

別表第一（第三条関係）（別表第六（第十六条関係）（略））

別表第七（第十六条の四関係）

二	<p>一 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
令第三条の	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる</p>	

別表第一（第三条関係）（別表第六（第十六条関係）（略））

別表第七（第十六条の四関係）

	<p>一 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z四八二に規定する放射工アゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人の</p>	<p>四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
二	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人の</p>		<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

	四
<p>が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築物を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>令第三条の四第二号に掲げる作業</p>
	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二</p>

	三
<p>が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築物を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>令第三条の四第二号に掲げる作業</p>
	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を除去するに当たつては一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守すること。</p>

の頂下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。

□ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

様式第一～様式第三の三 (略)

様式第二の四

届出様式

様式第四～様式第八 (略)

□ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

□ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

様式第一～様式第三の三 (略)

様式第二の四

届出様式

様式第四～様式第八 (略)

